

いわき市工場等立地奨励金

本市に工場等を新設又は増設する事業者に奨励金を交付し、事業や雇用の促進を図ります。

■ 交付対象

本市に工場等を新設又は増設する、製造業等の事業者を対象としております。

■ 制度概要

区分	対象企業	立地地域	投資額※²	対象経費	交付率		交付限度額
					土地	建物・設備	
① 新增設奨励金	・製造業 ・指定集積業種※¹	市内全域	5,000万円以上(大企業1億円以上)	建物設備	-	【交付率 3%】 要件:増加従業員数※³=減員なし 【交付率 4%】 要件:次のいずれかを満たすこと ① 増加従業員数=1~9人 ② 市内発注率※⁴=50%以上 【交付率 5%】 要件:次のいずれかを満たすこと ① 増加従業員数=10人以上 ② 市内発注率=80%以上 ③ 増加従業員数=1~9人かつ市内発注率=50%以上	建物・設備の交付率が、 3%の場合:1億円 4%の場合:3億円 5%の場合:5億円
② 特定新設奨励金		四倉中核工業団地工業専用地域		土地	20%		
		工業地域準工業地域		建物設備	5%		
③ 大規模投資奨励金		四倉中核工業団地工業専用地域 工業地域 準工業地域	50億円以上	建物設備	-	-	5億円(定額) 要件:設備投資を契機とした増加従業員数※⁴が10人以上

※¹ 「指定集積業種」とは、地域未来投資促進法に基づく基本計画に定められた業種のことであり、輸送用機械、電子情報技術、化学・医療、再エネ、食品等地域資源活用型関連産業に位置づけている製造業等をいう。

※² 「投資額」とは、地方税法341条に規定する家屋(住居用に供する部分を除く)及び償却資産のことであり、土地代は含まない(消費税も除く)。

※³ 「増加従業員数」とは、当該工場等における「操業開始日※⁶」の従業員※⁷の数から、「操業開始の1年前の日」の従業員数および「事業者の市内における他の工場等からの異動等により引き続き勤務する」従業員数を、減じた数をいう。「増加従業員数」の要件は、「操業開始日」および「操業開始日の1年後」の両日において、満たす必要があります。

※⁴ 「設備投資を契機とした増加従業員数」とは、当該工場等における「操業開始日」の従業員の数から、「基準日※⁵」の従業員数(離職者等を除く)および「事業者の市内における他の工場等からの異動等により引き続き勤務する」従業員数を、減じた数をいう。

※⁵ 「基準日」とは、原則、福島県工業開発条例に基づく工場設置届出書を市が受理した日を指す。

※⁶ 「操業開始日」とは、所得税法施行令又は法人税法施行令の規定により、減価償却資産(事業の用に供する有形固定資産に限る。)の償却を開始した日とする。
(新設、特定新設の対象)…令和8年4月1日~令和13年3月31日までの間に用地取得(賃貸借)をし、かつ用地取得(賃貸借)した日から3年以内(規則で定める場合は5年以内)に操業を開始すること。

※⁷ 「従業員」とは、雇用保険対象者をさし、工場等の新增設に伴い創出された雇用者で市外からの転勤者を含む。ただし、市内事業所等からの転勤は除くこととし、社長などの経営者(非社員)はこれに含まないものとする。

※⁸ 「市内発注率」とは、投下固定資産総額に占める市内企業への工事等の発注額の割合をいう。

- ※ 次に該当する場合は、建物・設備に係る**交付率を5%加算**します(詳細は御相談ください)。
- (1) **研究開発機能の新設**または**増設**を行う場合(市長が認める場合に限る)。
 - (2) **指定集積業種**に該当する事業を行うため、**施設・設備の新設**を行う場合。
 - (3) **新增設奨励金の交付を受けようとする事業者**(工場等の増設に係る部分に限る)が、**操業の開始の日の属する事業年度前の直近の決算が確定した事業年度及び操業の開始の日の属する事業年度において、次のいずれにも該当する場合**
 - ・市外販売額が市内仕入額の100分の120以上であること。
 - ・仕入額の総額に対する市内仕入額の割合が100分の50以上であること。
 - (4) **市が情報提供を行う工業系未利用地又は空き工場等**を活用して工場を新設する場合。(市HP「工業系未利用地・空き工場等物件紹介」に掲載しています。)

■ 申請から交付まで

申請時期	操業開始日から90日以内に、申請書及び関係書類一式を市に提出していただきます。
審査・交付	操業開始日から1年経過後、交付決定に係る「審査書類」を提出していただき、現地調査及び提出書類による確認を行い、交付の可否を決定します。また、交付は奨励金額に応じて、複数年に分けて交付されます。

- ※ 申請書類や事業の詳細、その他ご不明な点は、事前に下記担当課までご相談ください。

○ お問い合わせ・受付窓口

産業振興部 産業みらい課

TEL:0246-22-1142 FAX:0246-22-7582

Email:sangyomirai@city.iwaki.lg.jp